**農地利用最適化の推進活動の強化**

岩手町農業委員会

１　地域を見る目の増

7月20日から、19名の農業委員会委員が10名の農業委員と16名の農地利用最適化推進委員の計26名に。

農業委員　　　　　　　　 3名が初任(そのうち中立委員と青年農業者は各１名)

農地利用最適化推進委員 16名中9名が初任、7名は前職農業委員

２　農業委員と農地利用最適化推進委員の役割

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　　　　　　　　　　　　　　目 | 農業委員 | 推進委員 |
|  | 総会での法令業務の許可、決定等 | ○ |  |
| ② | 総会に出席して、推進委員として意見を述べる |  | ○ |
| ③ | 農地転用許可、農用地利用集積計画の決定等に係る現地調査 | ○ | |
| ④ | 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定・変更 | ○ |  |
| ⑤ | 指針の策定・変更に関して推進委員として意見を述べる |  | ○ |
| ⑥ | 指針を踏まえた農地利用等の最適化のための現場活動 | ○ | |
| ⑦ | 農地等の利用の最適化の推進に関する政策について、意見の決定 | ○ |  |
| ⑧ | 農地等の利用の最適化の推進に関する意見について、提出する意見を述べる |  | ○ |
| ⑨ | 日常業務の中での農地パトロール | ○ | |
| ⑩ | 利用状況調査・利用意向調査 | ○ | |
| ⑪ | 和解の仲介 | ○ |  |
| ⑫ | 法人化その他農業経営の合理化に関する業務 | ○ | |
| ⑬ | 農業一般に関する調査及び情報提供に関する業務 | ○ | |

①. ②．④．⑤．⑦．⑧. ⑪が業務的に異なるが…。

**農業委員会等に関する法律**

（この法律の目的）

第一条　この法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もつて農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

岩手町の考え方は農業委員と農地利用最適化推進委員の業務内容は基本的な部分は同じ。

目的は、**「農業の健全な発展に寄与する」**こと。

３　活動体制

総会には農地利用最適化推進委員も出席。農業委員は全町的活動を行うが、担当区域も定めた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域の名称 | 担　　当 | 区域の名称 | 担　　当 |
| 水堀 | 農業委員１名・推進委員２名 | 久保 | 農業委員１名・推進委員２名 |
| 北山形・岩瀬張 | 農業委員１名・推進委員２名 | 川口 | 農業委員１名・推進委員２名 |
| 沼宮内 | 農業委員２名・推進委員２名 | 南山形 | 農業委員1名・推進委員２名 |
| 一方井 | 農業委員３名・推進委員４名 |  |  |

４　農地利用最適化推進活動

必須業務として農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進。

**任意業務から必須業務に変わったが、どこの農業委員会でも法律改正以前からやっていたのでは?**

５　取り組み

1. 農地等の利用の最適化

　ⅰ　農地法による貸借等の促し

　　　農業委員・最適化推進委員・事務局が受けた相談事案の図面化。

　　　地域担当両委員が総会終了後に農地あっせん相談事案協議。地域の共通課題として認識。

ⅱ　農地中間管理事業

　　これまでの実績と農業委員等の関わり

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 地域名 | 農地面積 | 集積面積 | 集積率 | 農業委員等の関わり |
| 26 | 1 | 43.33ha | 24.99ha | 57.7% | 営農組合長が農業委員、事業推進の中心となった |
| 27 | 2 | 96.56ha | 36.51ha | 37.8% | 42名の共有地あり、農業委員が過半の同意をまとめた |
| 28 | 3 | 129.79ha | 80.56ha | 62.0% | 会長をはじめ農業委員が多い地区、農地貸借の促し、調整 |
| 29 | 4 | 286.27ha | 179.36ha | 62.7% | 農地利用の現況調査を行い、事業着手 |

　　　　(国の目標値は平成35年度集積率80%である。)

1. 耕作放棄地の発生防止・解消

　　農業委員・農地利用最適化推進委員による家庭訪問

　　・利活用できそうな農地は農地あっせん協議

　　・すでに荒廃している農地は適用外証明提出促し

1. 新規参入の促進

　　農業次世代人材投資資金利用者への農地あっせん

６　農地利用の最適化の実例

1. 農地中間管理事業の実施

　　　　 経営転換協力金(25,000円/10a)と地域集積協力金(10,000円～18,000円/10a)

　　　 　農地の出し手＝場合によっては経営転換協力金が交付されることから、貸付や相続登記へのインセンティブとなる。

　　　 農地の受け手＝岩手町では受け手に地域集積協力金を交付している。認定農業者増。

**将来にわたって、持続可能な農業経営のために担い手に農地集積を行う。**

・現状の状況が続けば、岩手県の人口は2040年に93.8万人(△29.5%)まで減少する見込み。

・生産年齢人口は47.5万人となり、約32万人(△40.5%)の大幅減。  
(県内市町村における人口の動向について:人口問題対策本部事務局)

岩手県の販売農家の減少　83,839戸/1995年→55,347戸/2010年(△34%)

(岩手県農業の指標:岩手県)

1. 農家台帳に関する調査票と農家台帳申告書の記入、提出依頼

　　　 全国農業会議所が平成27年5月に発行した「農地台帳の整備と活用の手引」記載の農地台帳に関する調査票を基に町独自の調査票を作成し農地所有者から返信用封筒を使い回収。(3年目)。農業会議所の設問14に対して設問を減らしてある。5割程度の回収率があり、封筒で返信せず、調査票を持参し農地相談をしていく方が多い。

1. 農地法の適用外証明

　　　 農地パトロールにより非農地が適当と判断された農地は農地所有者に適用外証明願いの提出と地目変更登記を促している。

　　　 農地所有者の意思確認が必要という考え方に立ち、適用外証明を提出してもらうことで地目変更登記まで行うことの意思確認を行っている。

７　まとめ

　　農業委員と農地利用最適化推進委員の目指す目的は同じ。農地に対する活動は両委員共に行う方がベター。事務局職員より地域農地、農地所有者により近いのが、同じ地域社会に住む農業委員・農地利用最適化推進

委員。

今後、訪問活動で農家台帳に関する調査票と農家台帳申告書票の回収を進め、農地所有者と両委員の良好な関係を築く。

**平成２９年１０月２日**

**農地所有者　各位**

農家台帳に関する調査票と農家台帳申告書の記入・提出について

**時下　皆様方におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。**

**このたび、皆様の現在の営農状況と今後の意向を調査し、農業委員会が行う各種行政手続きや農政諸施策の基礎となる「農家台帳」を整備するために標記の調査を実施いたします。添付の農家台帳申告書は、現在の農家台帳の記載内容です。農家台帳申告書の記載項目の確認をし、修正があれば赤ペンなどで修正記入をお願いします。**

**あわせて、この農家台帳に関する調査票の記入をお願いします。**

**農家台帳申告書(別添)と、この農家台帳に関する調査票のどちらも平成２９年１２月３１日までに農業委員会へご返送をお願いいたします。**

**岩手町農業委員会**

**農家台帳に関する調査票**

**1.　主要販売収入作目の状況　下欄にご記入ください。販売をしていない場合は、記入不要です。**

作目名は、①米、②野菜、③果実、④花き、⑤葉たばこ、⑥肉用牛、⑦乳用牛、⑧豚、⑨鶏、⑩薬草、⑪その他、から選択してください

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 第１位作目 | 第２位作目 | 第３位作目 |
| 作目名 |  |  |  |

**2.　畜産に関する営農状況　下欄にご記入ください。**

家畜の飼育頭数を記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 肉用牛 | 乳用牛 | 養豚 | 採卵鶏 | ブロイラー | その他 |
| 飼育頭数 | 頭 | 頭 | 頭 | 羽 | 羽 |  |

**3.　申告納税方式　下欄にご記入ください。　　　　　　　　　　　　4.　農作業の委託状況　下欄にご記入ください。**

**裏面に続きます。**

申請している申告納税に○をつけてください。　　　　　　　　該当する番号に○をつけてください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 青色申告　(　　　　　　　　年より開始) |  | １ | 委託していない(すべて自己管理) |
| ２ | 白色申告 |  | ２ | 一部作業を委託している |
| ３ | その他 |  | ３ | ほとんどの作業を委託している |
|  |  |  | ４ | すべての作業を委託している |

※ここからの設問は農地流動化(農地の貸し借り)の推進による農地の有効利用促進のための基礎データとして、所有者の今後の意向を調査するものです。

　農地の貸し借りの推進を図るため、この調査の結果を農業委員、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び借り手希望者に情報提供すること、また、貸し手希望農地の所在、地目、面積(10a以上で100㎡未満端数処理)についてホームページ等で公開します。ご承知の上記入をお願いいたします。(所有者名については公開しません。)

**5.　農業経営の意向について　下欄にご記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 農家意向 | 1.農業を専業で　　　2.農業中心で　　　3.兼業中心で　　　4.農業をやめたい |

**6.　今後の農用地面積について　下欄にご記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 経営計画 | 1.規模を拡大したい　　　2.現状のままで続けたい　　　3.規模を縮小したい　　　4.農業をやめたい |

**7.　上記6で「3.規模を縮小したい」または、「4.農業をやめたい」を選択した方に伺います。貸し付けを希望する農地がありましたら農家台帳申告書の行頭に赤丸をつけて下さい。**

**8.　借り受け等の意向について　下欄にご記入ください。**

※経営規模拡大意向のある方のみ回答ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 今後の意向 | 希望地目 | 希望面積 | 希望範囲等 |
| 借りたい | 田 | ㎡ | 1.自分の農地の隣接　　　　2.集落内　　　　3.隣接集落まで　　　　4.特になし |
| 畑 | ㎡ | 1.自分の農地の隣接　　　　2.集落内　　　　3.隣接集落まで　　　　4.特になし |
| 買いたい | 田 | ㎡ | 1.自分の農地の隣接　　　　2.集落内　　　　3.隣接集落まで　　　　4.特になし |
| 畑 | ㎡ | 1.自分の農地の隣接　　　　2.集落内　　　　3.隣接集落まで　　　　4.特になし |
| 作業受託したい | 田 | ㎡ | 1.水稲　　　　　2.麦　　　　　3.その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 畑 | ㎡ | 1.麦　　　　 　2.その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

ご協力ありがとうございました。

農家台帳申告書と農家台帳に関する調査票どちらも返信用封筒に入れてご返送をお願いいたします。

調査票の記入について、ご不明な点がありましたら、岩手町農業委員会(電話62-2111内線311・313)まで連絡をお願いいたします。